

院内掲示事項（令和８年６月１日現在）

入院基本料に関する事項（障害者施設等入院基本料 一般病床）

日勤・夜勤合わせて入院患者１０人に対して１名以上の看護職員を実数配置しています。

- ◎ 朝９時～夕方５時まで、看護職員１人当たり受け持ち数は７人以内です。
- ◎ 夕方５時～朝９時まで、看護職員１人当たり受け持ち数は１４人以内です。

地方厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- ◎ 障害者施設等入院基本料
- ◎ 電子的診療情報連携体制整備加算 ３
- ◎ 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ◎ 診療録管理体制加算 ２
- ◎ 特殊疾患入院施設管理加算
- ◎ 看護補助・患者ケア体制充実加算 ３
- ◎ 療養環境加算
- ◎ 身体的拘束最小化推進体制加算
- ◎ データ提出加算
- ◎ 認知症ケア加算
- ◎ 入院時食事療養費／生活療養（Ⅰ）
- ◎ 救急外来医学管理料 ３
- ◎ 薬剤管理指導料
- ◎ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ◎ 検体検査管理加算（Ⅱ）
- ◎ CT 撮影及び MRI 撮影
- ◎ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- ◎ 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ◎ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注の ５
- ◎ 入院ベースアップ評価料 １ ０ ２

時間外診療に係る費用について

当院が表示する診療時間以外の時間における診療については、一時預り金として 5,000 円 の負担をお願いしております。ただし、緊急その他やむを得ない事情（入院を必要とした場合など）がある場合は、ご負担いただく事はございません。また、預り金につきましては後日清算を行います。